

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2020 12
No. 554

魅力発信事業

建設業協会青年部による出前講座

[令和元年11月15日(金)]

西都市立穂北中学校

全校生徒 93名

西都地区建設業協会青年部

西都地区建設業協会

西都土木事務所



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和2年12月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 九州地方整備局との意見交換会を開催	3
2. 令和2年度第7回常務理事会を開催	4
3. 令和2年度第8回常務理事会を開催	5
4. 令和2年度第6回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	6
5. 令和2年度第7回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	8
6. 宮崎県建設関連産業雇用受入支援事業について	11
7. 令和2年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	12
8. 令和2年度テレビCM放送のご案内	13
●建退共	
1. バス車内公告の掲載について	14
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	14
●技士会	
1. 「監理技術者講習」についてのお知らせ	15
2. 第8回土木工事写真コンテストの募集	15
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	16
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	17
●建災防	
1. 令和2年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間について	18
2. 放射線業務を行う事業者の皆さまへ	19
3. 剥離剤による中毒が多発しています！	21
●火薬協会	
令和2年度火薬類保安検査及び立入検査等について	22
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）	24
2. 中間前払金制度のご案内	25
●建設業情報管理センターからのお知らせ	26
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	27

令和2年12月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火	第2回国土交通委員会	県下一斉木造建築現場パトロール	
2	水		木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 (清武 3日まで)	
3	木	九州建設業協会 総務・経理担当職員研修(沖縄)		
4	金	全国技士会 国土交通省との意見交換会	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用) 運転の業務に係る特別教育 (延岡 5日まで)	
5	土			
6	日			
7	月	建産連 県との意見交換会 足立敏之参議院議員との意見交換会		
8	火		足場の組立て等作業主任者技能講習 (清武 9日まで)	
9	水		建退共 ブロック別加入・履行促進支部事務 担当者会議 (WEB)	
10	木	全国技士会 事務局長実務担当者会議(リモート)		
11	金		車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用) 運転技能講習(延岡 12日まで)	
12	土			
13	日			
14	月	九州建設業協会技士会 第1回産学官連携会議 (福岡)		
15	火		防災団体連絡協議会(宮崎)	
16	水	県協会 常務理事会及び県との意見交換会		
17	木	産学官連携会議		
18	金			
19	土			
20	日			火薬類取扱保安責任者等知事試験(宮崎)
21	月			
22	火			
23	水	第2回農業土木委員会		
24	木			
25	金			
26	土			
27	日			
28	月	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	火			
30	水			
31	木			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

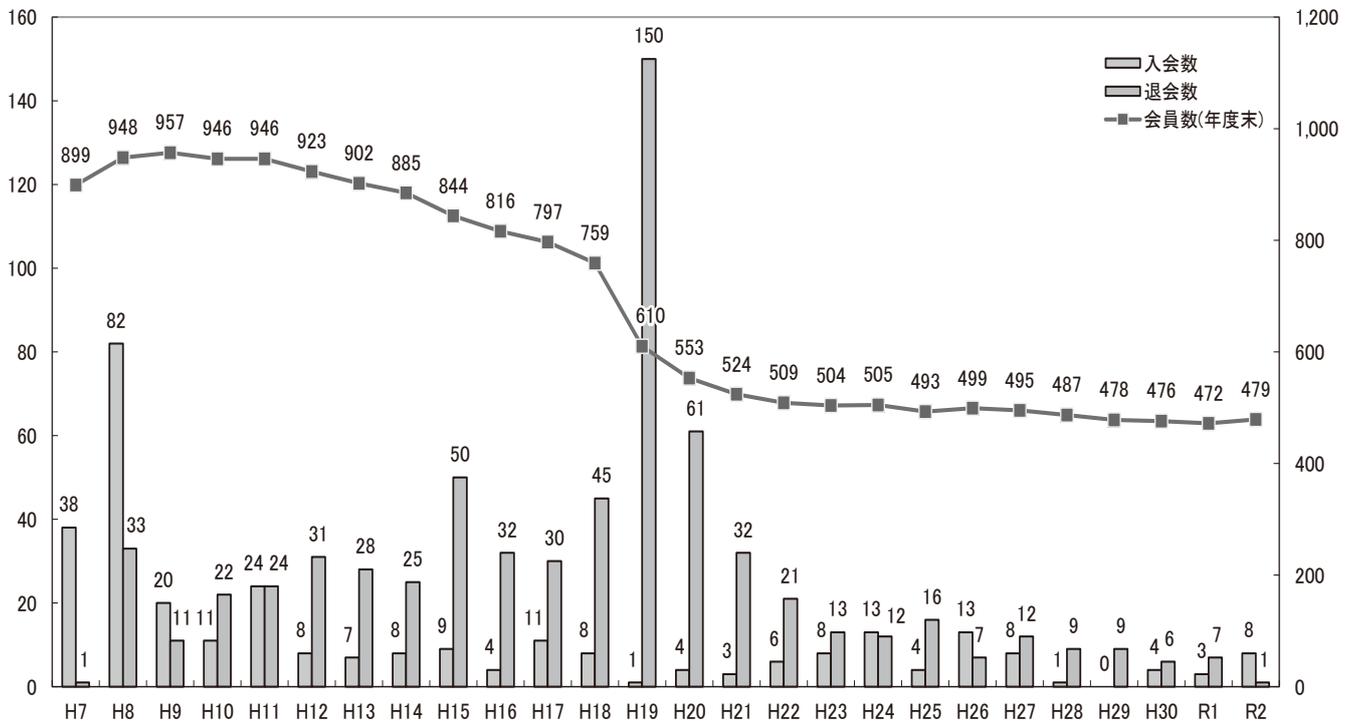
項 目	所 管	形式
2020.10.16付 宮崎県県土整備部刊行「みやざき建設産業就活ガイドブック」について	宮 崎 県	html
2020.10.1付 2級建設業経理士「受験準備講座」の下期開催の案内について	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮 崎	(株) 金 本 組	代表者	金 本 忠 夫	金 本 純 一

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	8
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	1
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	479

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R2は11.26現在

宮崎県建設業協会

1. 九州地方整備局と宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

11月16日（月）に宮日会館にて九州地方整備局との意見交換会が開催された。

開会にあたり九州地方整備局堂園企画部部長が「今年度上半期の建設工事受注高では、コロナ禍による民間工事のマイナス分を公共工事が下支えしている構造が浮き彫りになっている。3カ年の緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害の対応等に必要な予算として、5年間で15兆円といった話もある。予算の確保には入札の不調不落を減少させ、円滑に事業を推進することが求められる。引き続き協力お願いしたい。」と挨拶された。本会の藤元会長は「予算については今年度補正予算と来年度当初予算を一体とした15カ月予算での編成が決定しており、事業規模も来年度からの5カ年で15兆円になるというような報道もある。九州地区や本県にどれだけ配分されるかが重要になるため、本会でもしっかり要望を行いたい。」と挨拶し、下記のテーマについて意見交換した。

最後に九州地方整備局津森建政部部長より「本日は熱心な議論を感謝申し上げます。災害や入札契約制度も含め、様々な提案をいただいたので持ち帰って検討する。また、週休2日や建設キャリアアップシステム、コロナ対策等について我々も参考にさせていただきたい。」と総括をし、閉会となった。

（出席者：九州地方整備局の堂園企画部部長、津森建政部部長、宮崎県の西田県土整備部次長等）



宮崎県建設業協会からのテーマ

- ①令和3年度公共事業当初予算の増額確保と補正予算の早期編成
- ②国土強靱化緊急対策の令和3年度以降の継続と予算の確保
- ③県内高速道路等の早期整備と暫定二車線区間の早期四車線化
- ④新・担い手3法の全発注者への浸透、徹底について
- ⑤週休2日の実施に伴う諸経費の見直しと設計労務単価の引き上げ
- ⑥低入札調査基準価格の引き上げと算定式の見直し
- ⑦建設キャリアアップシステムの取り組みについて
- ⑧県境における災害発生時の応急対応について

九州地方整備局からのテーマ

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
- ②円滑な事業執行について（不調不落対策）



堂園部長挨拶



津森部長挨拶



藤元会長挨拶

2. 令和2年度第7回常務理事会を開催

令和2年10月21日(水)14時00分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、樫村事務局長が定足数(11/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり藤元会長が「本日は、警備業協会との意見交換会と県との意見交換会の2つの会議が開催されるのでよろしくお願ひしたい。先週開催された九州ブロックの定例懇談会では令和3年度の当初予算増額確保や国土強靱化の継続等の議題について意見を交わした。来月の16日には九州地方整備局との意見交換会も開催されるため、要望や各地区の問題点についてもまとめておきたい。本日もよろしくお願ひしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第7回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

議題2 九州地方整備局との意見交換会について

坂元専務理事が資料2に基づき、11月16日に開催される九州地方整備局との意見交換会の意見や要望の内容について報告し、承認された。

議題3 その他

(1) 令和2年度宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業若年入職者確保・定着支援事業の雇用状況及び集合研修について報告した。

(2) 建設関連産業雇用受入支援事業について

樫村事務局長が参考2に基づき、建設関連産業雇用受入支援事業の受入実績や活動の報告を行った。

(3) 職域代表国会議員セミナーについて

樫村事務局長が参考3に基づき、職域代表国会議員のセミナーへの対応について報告し、承認された。

(4) みやざきシェイクアウト参加登録について

樫村事務局長が参考4に基づき、11月5日に開催される「みやざきシェイクアウト」の事前登録への協力依頼があり、本会で一括登録することを報告した。

(5) 県営繕課新体育館整備事業の説明会開催について

樫村事務局長が参考5に基づき、10月30日開催される新体育館整備事業の説明会への案内があったことを報告した。

(6) 就業機会確保に係る会員の取扱いについて

藤元会長が参考6に基づき、就業機会確保に係る会員の取扱いについて報告し、承認された。

(7) その他

- ・地元選出国会議員との意見交換会の開催方法や時期等について報告した。

議題4 12月常務理事会等協会行事について

樫村事務局長が参考7に基づき、1月末までの行事について報告し、承認された。

3. 令和2年度第8回常務理事会を開催

令和2年11月12日(木)14時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数(13/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり藤元会長が「11月の始めに黒木日向地区協会長と坂元専務理事と共に、9月の台風で被災した椎葉村の相生組へお見舞いに行った。

本日も16時から県との意見交換会があるが、本会議内で県協会としての意見のすり合わせを行いたい。

現在、国では国土強靱化で5カ年、総額15兆円規模の事業を行うといった報道もある。少しは期待できるのではないかと考えている。予算配分については建産連団体を含め、国会議員の先生方へ陳情・要望活動を行っていきたい。本日もよろしくお願ひしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第8回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

議題2 県への要望活動について

坂元専務理事が資料2に基づき、建設業協会と建産連による県への要望事項について報告し、承認された。

議題3 その他

(1) 九州地方整備局との意見交換会について

榎村事務局長が参考1に基づき、11月16日に開催される九州地方整備局との意見交換会の議題についての確認を行った。

(2) 建設関連産業雇用受入支援事業について

榎村事務局長が参考2に基づき、建設関連産業雇用受入支援事業の受入実績や活動の報告を行った。

(3) 建設キャリアアップシステムの登録状況について

山尾係長が参考3に基づき、建設キャリアアップシステムの登録状況の報告を行った。

(4) 地元選出国会議員のセミナー開催について

榎村事務局長が参考4に基づき、地元選出国会議員のセミナーへの対応について報告し、承認された。

(5) 河野俊嗣県政報告会開催について

榎村事務局長が参考5に基づき、2月14日に開催される河野俊嗣県政報告会への対応を報告し、承認された。

議題4 1月常務理事会等協会行事について

榎村事務局長が参考6に基づき、1月22日の常務理事会及び2月末までの行事について報告し、承認された。

4. 令和2年度第6回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和2年10月21日(水)午後4時、宮崎県建設会館5階会議室において、櫻村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

西田次長(道路・河川・港湾担当)
 管 理 課：斎藤部参事兼管理課長、
 赤江課長補佐、一政・宗像・
 甲斐主幹、鬼束主査、
 川内・福島・主任主事
 技術企画課：境課長、中原課長補佐
 湯浅・岩切主幹、森川・
 春田副主幹、梅田・工藤主査

◇公共三部共管

工事検査課：杉本課長、相牟田・児玉専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
 本部・興柁副会長
 池田・河野(与)・黒木・木村・
 津房・長友常務理事
 事 務 局：坂元専務理事、
 櫻村常務理事兼事務局長、
 早瀬土木農林課長、
 大谷総務課長、
 山尾業務係長、
 有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

本日はご多忙の中、ご出席いただき感謝を申し上げます。また、西田次長におかれましては、九州ブロックの定例懇談会への出席についても併せてお礼申し上げます。懇談会では九州の建設業の抱える問題について理解いただけたと思っている。また、各県と政令市から意見のあった発注時期の平

準化対策にも、今後更に取り組んでいただきたい。

このところは台風発生が落ち着いてきたが、台風10号による本会会員である相生組の被災に関して、県には様々な対応や協力をいただいた。改めて感謝申し上げる。本日の議題の中にも、災害に備えた待機時の安全確保や働き方改革への対応等がある。よろしくをお願いしたい。

【西田次長挨拶】

九州ブロックの定例懇談会では、発注時期の平準化等の課題について意見を交換したが、本県の対応を振り返ると、ある程度は課題や問題について取組んでいるのではないかと感じている。これは月に1回開催している意見交換会の成果だと考えている。

台風10号の椎葉村鹿野遊地区の被災に関しては、残念な事態が発生した。1名が重傷、1名がお亡くなりになり、まだ3名の方が行方不明である。衷心よりお悔やみ、お見舞い申し上げます。県としては相生組さんの再建に向けて可能なことを最大限行っていきたいと考えている。

国交省の概算要求が発表された。具体的な予算額については示されなかったが、3カ年緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害の対応が盛り込まれていた。緊要な予算を確保するために今月の12日に知事と共に、自民党の二階幹事長に直接要望を行った。今後も知事を先頭に要望活動等を進めていきたい。本日も忌憚のない意見交換会をよろしくお願いいたします。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》

建設業法の改正に伴うガイドライン等の改正について

- 令和2年9月末に建設業法許可事務ガイドラインの改正が行われた。一部規定を除き令和2年10月1日より施行。改正の概要や新旧対照表等については国土交通省ホームページに資料が掲載されている。

《管理課・技術企画課》

災害に備えた待機時における作業員等の安全確保について

- 台風10号の被害を踏まえ、国土交通省より災害に備えた待機時における作業員等の安全確保についての通知が行われた。主な内容は、①災害対応に関する工事又は業務の実施に備えた待機拠点について ②災害の危機が差し迫った際の行動について など

《技術企画課》

公共事業における働き方改革等への対応について

- 令和元年6月に改正された品確法に則り、円滑な施工体制の確保や働き方改革の更なる推進に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の事態を踏まえた積算基準等に改定した。主な取組は、①円滑な施工体制の確保 ②働き方改革に取り組める環境整備 ③改正品確法を踏まえた積算基準の改定 など

工事関係書類の統一化について

- 建設業の働き方改革の推進に向けた建設産業の負担軽減と更なる業務効率化を目的として、工事関係書類の様式の統一化を図ることとなった。九州全体で統一を図り、宮崎県では39種類の様式の統一化を図る予定である。

監理技術者の兼務について（案）

- 建設業法の改正を受け監理技術者の兼務が可能になった。それに伴い、本県の取扱（案）の方針を決定した。主な内容は、①特例監理技術者の配置を認めない工事について ②監理技術者補佐としての経験（評価）についてなど 施行時期は令和2年12月1日を検討している

が、現段階では取扱（案）のため内容や時期等については様々な意見を参考にしながら決定したい。

◆意見交換会

（1）監理技術者の兼務（案）について

協会→主任技術者については適用外ということか教えていただきたい。

県→その通りである。監理技術者のみ兼務ができる。

協会→主任技術者より監理技術者の方が立場的に重く、また土木の場合には主任技術者の配置の方が多と思うが、どのように考えているか教えていただきたい。

県→主任技術者の場合は、距離等の条件はあるが補佐を付けずに兼務できるルールがある。

協会→監理技術者は4千万円以上の下請契約がある場合に配置が必要となるが、この条件では対象工事が少ないのではないかと。

県→件数的には多くない。

協会→4千万円未満であっても主任技術者ではなく、監理技術者で登録すれば兼務が可能となるのか教えていただきたい。

県→現状では工事開始時に下請け金額4千万円未満の場合は主任技術者を配置し、工事中に4千万円を超えた場合にその技術者を監理技術者に変更している。しかし、明らかに4千万円未満の工事の場合は監理技術者の登録はできない。

協会→建設業の許可にも影響するが、一般建設業はできないのか教えていただきたい。

県→監理技術者は特定建設業が対象である。

（2）建設業法の改正に伴うガイドライン等の改正について

協会→「監理技術者を補佐する者の要件は、一級の第一次検定合格者又は法第15条第2号イ、ロ、ハ該当者」と記載があるが、これはいつから摘要となるか教えていただきたい。

県→技術検定制度の見直しについては4月からとなる。

(3) 書類の統一化について

協会→書類の統一化により書類が増えることがないように、簡素化も踏まえて進めていただきたい。また、県土整備部内のみで統一化されるのか、他の部にも反映されるのかや建設キャリアアップシステムの取扱等についても併せて後日教えていただきたい。

(4) デジタル化について

協会→デジタル化の方向性について教えていただきたい。
 県→前向きに取り組んでいる。先日ワーキンググループが開催され、情報共有の方法や遠隔臨場などについて意見交換が行われた。遠隔臨場については、机上ではなく臨場と同様な扱いにできるように検討している。

5. 令和2年度第7回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和2年11月12日(木)午後4時、宮崎県建設会館5階会議室において、櫻村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：斎藤部参事兼管理課長、
 一政・宗像・甲斐主幹、
 鬼束主査、川内主任主事、
 技術企画課：境課長、中原課長補佐
 湯浅・岩切主幹、
 春田副主幹、梅田・
 工藤主査

砂防課：小牧課長、福元主幹

◇公共三部共管

工事検査課：相牟田・児玉専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
 小野・本部・興梠副会長
 池田・河野(義) 河野(与)・
 黒木・木村・津房・
 長友常務理事
 事 務 局：坂元専務理事、
 櫻村常務理事兼事務局長、
 早瀬土木農林課長、
 大谷総務課長、
 山尾業務係長、
 有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

本日はご多忙の中、ご出席いただき感謝を申し上げます。10日には総理大臣より、国土強靱化予算と今年度の補正予算、来年度の当初予算を合わせて編成するといった発言があった。また、来年度からの5カ年間で15兆円規模の公共事業を検討しているといった情報もある。今後は、その予算がどれだけ宮崎県に配分されるかが注目される。我々も予算確保に向けて努力していきたい。本日もよろしくお願ひしたい。

【斎藤課長挨拶】

国の予算については様々な情報が報道されているが、金額については先が見通せない状況である。そのため、知事や議長及び建設業界で力を合わせて、陳情・要望を行っていく必要がある。協力をお願いしたい。

現在、コロナにより様々な経済指標が下降している中、公共事業関係が経済を支えている状況もある。今後とも皆様の力を借りながら地域経済の後押しをしていきたい。また、ここ数日で全国のコロナ感染者が急増しており、感染拡大の第3波といった報道もなされている。本県としては、経済の活性化と感染対策に更に力を入れていきたい

と考えている。建設業の皆様においても、工事現場等で感染者が発生しないような対策に協力いただきたい。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《技術企画課》

監理技術者及び監理技術者補佐の取扱について

- 監理技術者及び監理技術者補佐の取扱について監理技術者及び監理技術者補佐の取扱（案）について説明が行われた。（詳細については、4. 意見交換会を参照）

《砂防課》

椎葉村鹿野遊地区の土砂災害について

- 9月6日に発生した土砂災害の対応では、国の災害関連緊急砂防事業として採択された。年度内に工事発注を予定している。また、今回の復旧現場は急峻な谷地形であり、大規模なため設計段階での3者検討会（日向土木事務所・日向地区建設業協会・設計コンサルタント）が行われた。

◆意見交換会

(1) 監理技術者の兼務（案）について

協会→先月に情報提供された「監理技術者及び監理技術者補佐の取扱」について本会の常務理事会で協議した。本会の統一意見としては、情報提供された（案）通りの取扱でお願いしたい。また、施行についても令和2年12月1日からでお願いしたい。

主任技術者であれば距離等の条件によっては他工事で兼務できるが、下請金額4千万円未満の工事と4千万円以上の工事（主任技術者と監理技術者）の兼務はできないのか教えていただきたい。

県→あくまで、下請代金が4千万円以上となる（監理技術者の配置が必要となる）工事同士の兼務となる。

(2) 設計段階での3者検討会について

協会→椎葉村の災害復旧工事で設計段階での3者検討会を開催したと説明があったが、今後はそのような機会が増えるという認識でよいのか教えていただきたい。また、当会としては現地状況と設計との差異が少なくなると考えているため、検討会の拡大を希望している。

県→3者検討会は土木の担い手確保を目的とした、現場の施工性の向上や建設業の労働環境の改善するための手段として考えられた。本工事が初めての試みだったため、今回の結果も踏まえて検討する。また、設計段階での検討会であるため、入札時に不平等にならないような仕組み作りも必要だと考えている。

(3) 入札前の質問書の回答について

協会→入札前に工事で不明な点について質問書をだすことができるが、その回答が「入札後の落札決定者と協議する」と記載されていることがある。この回答では、落札後の設計変更が可能かどうか判断できず、不調となった工事も実際にある。回答の内容も検討していただきたい。

県→基本的には、設計している条件が変更となる場合には設計変更の対象となる。個別案件を教えていただき、検討する。

(4) 新型コロナウイルス対策について

協会→県の現場でのコロナウイルス対策の事例集等はないのか教えていただきたい。

県→事例集は作成していない。しかし、今後のコロナの状況もあるため情報収集は行っていこうと考えている。

協会→良い事例等があれば感染症対策の参考にしたいと考えているため、情報提供をおねがいしたい。

(5) 設計変更について

協会→設計が現場状況に即しておらず、設計変更も認められないことがある。過去にも同様な意見をだしているが、その状況が改善していな

宮建協

い地区もある。(例：作業時排水から常時排水への設計変更、掛樋について等) 昨年度の意見交換会では、必要な箇所については設計変更を行うとの回答をいただけたと記憶している。各土木事務所の担当課等へ設計変更の考え方を周知していただき、担当者毎に回答が変わらないようにしていただきたい。

災害復旧工事で設計変更をお願いした際に、担当者から「災害復旧工事は国の費用負担のため設計変更はできない」と言われた。どのようになるのか教えていただきたい。

県→様々なケースがあるため一概に言うことはできないが、災害復旧工事においても条件が変わった場合には、大臣変更ができる。ただし、非常に時間がかかるのは事実である。

協会→災害査定時に現場状況の説明を行っているが、実際の設計ではそれが反映されていない。(ブロック積みで説明したが、玉石積みだった。) 国土交通省の指針に沿っているのは分かるが、根入れ等は現場の状況に合致した設計を行っていただきたい。このような状況が10年続いており、年々悪化しているように思える。

災害復旧工事では国との協議が必要になるが、指定仮設であっても不必要なものについては設計変更を行い、スムーズな対応ができるようにしていただきたい。

県→まずは、担当者との意思疎通を密にしていきたいと思っている。

協会→特に災害復旧工事では図面を確認した段階で、現場の状況等から設計通りの工事ができないことが分かるものもある。変更にも時間

がかかるため、工事が可能な設計(図面の作成)をしていただきたい。そのために、土木事務所には3者会議を開催して欲しいと要望をしているが、実施はされていない。

河川や砂防の水替えは、基本的に常時排水で行っているため、当初設計もそれに合わせていただけないか。

県→今回の意見については、災害工事や仮設等が主な意見だと思うので、事業課にも伝える。

協会→仕事が円滑にできるように、受発注者双方の技術者が切磋琢磨しながら技術力や知識を向上できる環境作りをしていただきたい。

県→担当者を含めて協議を行っていただければと思っています。

協会→先日、地区協会青年部と土木事務所の若い方とで意見交換会を開催した。その中で、技術者同士のコミュニケーションが一番大事だと話をさせていただいたが、発注者と受注者間においても適切な意思疎通がスムーズな工事につながると考えている。

5、6年前に河川災害について、本会とコンサルタント、県で意見交換会を開催した。その中でも、「災害現場に機械や生コン車を入れることができるのか」等の仮設についての議論が多く、コンサルタントにも仮設をしっかりと考えた設計を行うように要望した。

大規模工事には技術提案型があるが、その以外の工事についても特記仕様書に、「仮設について技術提案を受け付ける」等の文言を入れていただければ、提案がしやすいと思う。今回の様々な要望や意見を前向きに検討していただきたい。

6. 宮崎県建設関連産業雇用受入支援事業について

宮崎県 建設関連産業 雇用受入支援事業

離職者を雇用する
企業を応援します!!



事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い失業者の発生が懸念される中、失業者を建設産業に受け入れる体制を整えることで、地域雇用の維持につなげる。

支援内容

以下に該当する方を新たに雇用した事業者に対し、雇用者1名あたり15万円を助成します。

正規雇用であることが必要です。(職種は問わない)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、やむを得ず離職した方(県内外問わず)で、県内事業所への就職希望者
- (2) 失業者であること
 - ※ 離職票、失業証明できるもの等必要

申請できる事業者

- (1) 宮崎県内に主たる営業所を有する建設業許可業者
- (2) 測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント・建築設計に係る業の登録を有する建設関連業者
 - ※ 県税未納がない、社会保険(健康保険、厚生年金保険)雇用保険に加入していること等の要件あり

受付期間

令和2年8月3日(月曜日)から令和3年1月29日(金曜日)
(受付時間 9時から12時 13時から17時 土日祝日を除く)
※ 事業予算に到達した時点で助成終了

応募方法

申請に必要な書類を用意し、宮崎県建設業協会へ郵送または持参
※実施要領の内容をご覧ください申請してください

事業の詳細い内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社) 宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171
http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp

7. 令和2年度宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について

補助対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者（建設業許可を有すること）

補助対象経費

当該年度 3 月 10 日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。**ただし、3 月 10 日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限り。**

1. 旅費・受講費
2. 通訳費
3. 在留資格申請費
4. 人材紹介費
5. 出展費・説明会等参加費
6. 研修費
7. その他

※研修費について

入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る

補助対象 在留資格

- 高度専門職（例：技術者（土木施工管理、建築施工管理））
 - 特定技能1号・2号（例：技能労働者）
- ※**技能実習生は補助対象外です**

補助額

助成対象経費の 1/2 以内（一社当たり上限額 20 万円）

対象者の限度

1 事業者当たり年 1 回のみ（通算上限 2 回まで）

受付期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 2 月末日まで
（持参の場合の受付時間は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

注意：事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。
御了承ください

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

その他の条件

- ◎消費税・地方消費税は対象外。
- ◎補助金の交付は事業計画申請受付順とし、補助対象経費の算定した額が1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ◎補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを完了したものに限り。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、**（一社）宮崎県建設業協会**
または宮崎県のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

8. 令和2年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和2年度放送日のご案内

◆ CM 展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週土曜 17:30～17:56)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュース Plus の放送帯(毎週土曜 18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～シネアドCM 広告～

1. 放送期間 令和2年4月3日(金)～令和2年4月30日(木)
令和2年8月28日(金)～令和3年4月1日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube
チャンネル
あります!



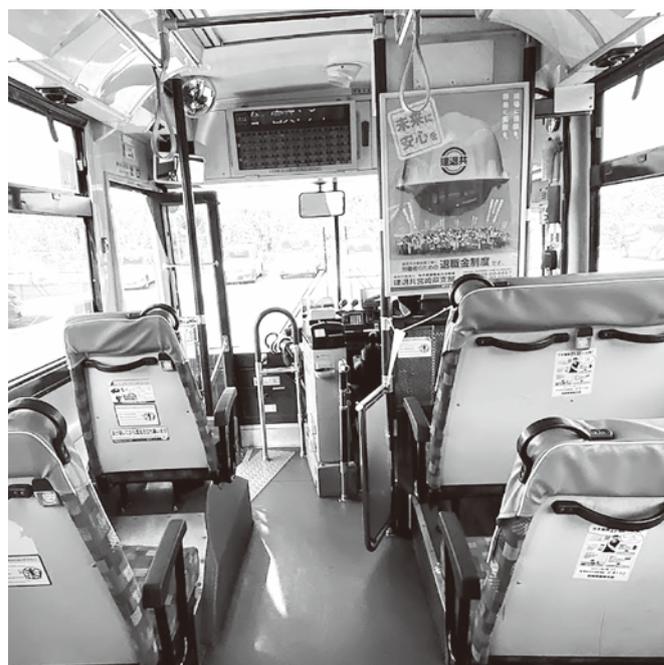
宮崎県建設業協会
イメージキャラクター「オジギビット」

建退共 ■ ■

1. バス車内公告の掲載について

建退共では、制度加入促進活動の一環として、多くの方の目に留まるよう宮崎交通バス車内に広告を掲載しました。(県内の路線 40 台)

本制度の趣旨を広くご理解いただき、業界を支える建設労働者の福祉の向上と人材を確保するため、一層の加入促進に取り組んでいきます。掲載期間 (令和 2 年 10 月 1 日～ 10 月 31 日)



2. 建退共宮崎県支部取扱状況 (9月分)

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
8月末計	2,618	30,683
加 入	4	96
脱 退	2	105
7月末計	2,620	30,674

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)	前月分	当年度計
9月分	767	80	66,356,907	81,189	
今年度総累計 (2020年4月～9月)	5,162	563	528,475,104	355,908	

技士会

1. 「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和2年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月6日（金）で終了しました。本年度の受講者は新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で自宅学習となった5月を含め、7月、9月、10月、11月合計で211名となっており、昨年より43名増加しております。技士会の監理技術者講習は、経験豊かな講師による対面式講習会となっており、大変好評を得ておりますので、令和3年に講習を予定されている方はぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和3年の予定は、下記のとおりです。

日 程	場 所
令和3年 4月26日（月）	宮 崎 県 建 設 会 館
令和3年 6月 9日（水）	〃
令和3年 6月30日（水）	延 岡 建 設 会 館
令和3年 8月 4日（水）	宮 崎 県 建 設 会 館
令和3年 9月22日（水）	都 城 建 設 会 館
令和3年10月 6日（水）	延 岡 建 設 会 館
令和3年11月10日（水）	宮 崎 県 建 設 会 館

2. 第8回土木工事写真コンテストの募集

（一社）全国土木施工管理技士会では、土木工事に関する写真を募集しています。写真の著作権を持つ方ならどなたでも応募できますので、あなたも担当した工事現場の写真を応募してみませんか。詳しくは、全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

- 1 テーマ : 土木工事に関する2020年に撮影した写真。
- 2 応募締切: 2020年12月末
- 3 応募方法: <http://www.ejcm.or.jp/photo/> よりご応募ください。

第8回募集要項

*どなたでも応募できますが、写真の著作権を持つ方に限ります。

*土木工事に関する写真で、2020年1月～12月に撮影したもの。

*合成・加工写真は不可、但し、デジタル写真作品のトリミング、自然な濃度や色味の調整などはこれに該当しません。

④安全チェックがあります。安衛法に触れるような危険な位置からの撮影や現場風景は対象外となりますのでご注意ください。

*優秀作品には以下の賞が授与されます。

- ・最優秀賞（1点）…賞金5万円、
- ・優秀賞（数点）…賞金1万円、
- ・入選（数点）…プリペイドカード5千円分

事業協同組合 ■ ■

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に戻します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額
----	------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に戻します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました**1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)**

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)**3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可****4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)**

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)**6 測量！(提携会社)****7 3Dデータ作成！(提携会社)****8 CADデータ作成！(提携会社)**

※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

建災防 ■ ■

1. 令和2年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間 について

本 期 間 / 令 和 2 年 1 2 月 1 日 ~ 令 和 3 年 1 月 1 5 日

<スローガン>

「無事故の歳末 明るい正月」

はじめに、今年に入り新型コロナウイルスへの感染が世界中に拡がり、我が国においても国民生活や経済活動に対する制限など大きな影響を受けました。そして、現在もこのウイルスへの感染予防対策の徹底が強く求められており、引き続き「三つの密」を避けると共に、必要な感染予防措置を講じていただきますようお願いいたします。

さて、当協会では年末年始の労働災害防止を目的として、本年度も12月1日から令和3年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の熱意と日々の地道な安全衛生管理活動により、その発生件数は長期的に減少傾向にあります。本年10月現在の速報値を見ると、建設業における死亡者数は180人で前年同期比7人増、休業4日以上死傷者数は9,692人で前年同期比98人減となっています。さらに、建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害による死亡者数は65人で前年より6人減となっておりますが、依然として全体の約4割を占めており、高所作業における作業床・手すりの設置、フルハーネス型安全帯の使用をはじめとした墜落・転落災害防止対策の一層の推進をお願いいたします。

建設業では、激甚化する自然災害からの復旧・復興工事に加え、国土強靱化を実現するためのインフラ整備工事等が全国各地で行われております。一方でこれから迎える冬期には凍結や降雪等に伴う労働災害や火災による事故、年末年始の工事の輻輳化などによる労働災害発生リスクの高まりが懸念されます。このような状況を踏まえ、今一度、労働災害防止活動の強化に取り組んでいただきたいと思っております。

特に、労働災害防止活動を実効あるものとするために、店社及び現場でのリスクアセスメントの確実な実施と、より快適な職場形成を目指して改訂された「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(ニューコスモス)の積極的な導入・運用を図ると共に、現場で働く人の健康の保持・増進に向け、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の実施など、現場のメンタルヘルス対策を積極的に進めていただきたいと思っております。会員各位をはじめ関係者全員が一丸となり、経営トップのリーダーシップの下、本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、

「無事故の歳末 明るい正月」

のスローガンの下、無事故・無災害で新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。



令和2年11月

建設業労働災害防止協会
会長 今井雅則

2. 放射線業務を行う事業者の皆さまへ

放射線業務を行う事業主の皆さまへ

令和3年4月1日から、

「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます

厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。

今回の改正では、眼の水晶体の被ばく限度の見直しなどを行っています。

事業者の皆さまは、改正後の電離則および告示に基づき、労働者の電離放射線障害防止のための措置を講じるよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の改正内容

1	放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ	(電離則第5条)
2	線量の測定および算定方法の一部変更	(電離則第8条・告示第3条)
3	線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加	(電離則第9条)
4	電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更	(電離則様式第2号)
5	上記1に関する経過措置	(改正電離則附則)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(令和2年4月)

※下線部は改正内容

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、**5年間につき100mSv**および**1年間につき50mSv**を超えないようにしなければなりません。

2 線量の測定および算定方法の一部変更

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、**1 cm線量当量、3 mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるもの**について行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、**1 cm線量当量、3 mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なもの**によって行うことが必要です。

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、**3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計**を算定・記録・保存することが必要です。

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

上記1に伴い、受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、**「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」**に変わります。また、全区分の欄に**「検出限界未満の者」**の項目が追加されます。

5 上記1に関する経過措置

一定の医師*については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 眼の水晶体に受ける等価線量の限度

・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間	1年間につき50mSv
・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間	3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv

※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの。

このリーフレットに関するご質問などについては、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

3. 剥離剤による中毒が多発しています！

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、**意識不明、視覚障害等となる事案が多発**しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用

注意 防毒マスクを使用しているも、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！

- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

	ベンジルアルコール ※未規制物質	ジクロロメタン ※特定化学物質
有害性	<ul style="list-style-type: none"> ・中枢神経系、肝臓に障害 ・強い眼刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害 	<ul style="list-style-type: none"> ・発がんのおそれ ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害 ・強い眼刺激、皮膚刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・吸入すると有害
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用 ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など 	<ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

火薬協会

令和2年度火薬類保安検査及び立入検査等について

令和2年12月から令和3年3月にかけて火薬類保安検査等が実施されます。

火薬類製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類取締法第35条に基づき、製造施設又は火薬庫並びに保安組織及び方法について県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

なお、宮崎市内については、火薬類取締法の規制に関する事務が県から宮崎市に権限移譲されていますので宮崎市長が行う保安検査を受けなければなりません。

該当事業所については、特に次のことについて事前に確認されるようお願いいたします。

(1) 確認事項

ア 保安検査までに確認しておく事項

- | | |
|-------------|---|
| ・ 保安手帳 | 保管場所の確認 |
| ・ 火薬庫販売台帳 | 記載漏れ・間違いがないか |
| ・ 庫外貯蔵庫出納帳簿 | 同 上 |
| ・ 火薬庫出納帳簿 | 同 上 |
| ・ 火薬庫について | 入口の扉は2重扉で、内扉と外扉にはそれぞれ施錠されているか
壁等にヒビはないか
周辺に枯草等燃えるものはないか
貯水槽の水は減っていないか
警鳴装置は正常に作動するか 等 |

イ 武器製造・販売立入検査までに確認しておく事項

- | | |
|----------------|---------------------|
| ・ 帳簿 | 記載漏れはないか |
| ・ 警報装置 | 正常に作動するか |
| ・ 施錠状況 | 鍵は壊れていないか |
| ・ 販売用銃の保管数量 | 立入検査時までに数量を確認しておくこと |
| ・ 修理・預かり銃の保管数量 | 同 上 |

(2) 保安検査申請手続きについて

保安検査申請書を作成し、宮崎県収入証紙41,000円分を貼付して前回の保安検査証の交付を受けた日から11か月を超えない日までに県消防保安課まで提出（書留郵送可）して下さい。

保安検査に合格すると保安検査証が交付されますが、少なくとも次年度の保安検査証が交付されるまでは保管しておくようにして下さい。

なお、宮崎市内に火薬庫を所有若しくは占有する業者は宮崎市消防局に申請手続を確認して申請書を提出して下さい。

(3) 実施計画表

(日程は、県、事業所の都合で変更になる場合があります。)

区 分		検査日程	開始時間	対象事業所
1	販売銃砲	令和2年12月 8日 (火)	10:00	日置銃砲火薬店
2	砕 石	令和2年12月15日 (火)	10:00	(有) 荒殿興業
3	販売銃砲	令和2年12月22日 (火)	10:30	(有) 村上銃砲火薬店
4	販売銃砲	令和2年12月22日 (火)	13:00	(有) 小泉銃砲火薬店
5	販売銃砲	令和3年 1月12日 (火)	13:00	(有) 佐藤銃砲火薬店
6	販売銃砲	令和3年 1月19日 (火)	10:00	(有) 柿菌花火
7	販売銃砲	令和3年 1月26日 (火)	10:00	(有) 仁岸銃砲火薬店
8	販売銃砲	令和3年 1月26日 (火)	13:00	秋本銃砲火薬店
9	火薬販売	令和3年 1月28日 (木)	10:50	カヤク・ジャパン(株)雷管工場
10	販売銃砲	令和3年 2月 2日 (火)	10:00	井上銃砲火薬店
11	砕 石	令和3年 2月 4日 (木)	10:00	矢野産業(株)日向砕石工場
12	販売銃砲	令和3年 2月 4日 (木)	13:00	(有) 石川銃砲火薬店
13	火薬販売	令和3年 2月 9日 (火)	09:30	カヤク・ジャパン(株)東海工場
14	販売銃砲	令和3年 2月16日 (火)	10:00	上村銃砲火薬店
15	銃 砲	令和3年 2月16日 (火)	11:30	柿並銃砲店
16	販 売	令和3年 2月16日 (火)	13:00	県漁連
17	販売銃砲	令和3年 2月18日 (木)	10:00	(株)井上火薬
18	販 売	令和3年 3月 3日 (水)	09:30	後藤銃砲火薬店
19	銃 砲	令和3年 3月 9日 (火)	10:00	(有) 遠山銃砲火薬店
20	銃 砲	令和3年 3月 9日 (火)	11:00	井内金物店銃砲火薬部
21	銃 砲	令和3年 3月 9日 (火)	13:00	水間銃砲火薬店

至急～保安講習未受講者へ

火薬類保安手帳(黒手帳)の有効期間内に保安講習を受講しなかった方は、再教育講習を受講して、新たに保安手帳の交付申請をすることになります。

従事者手帳(黄色手帳または青色手帳)の有効期限内に従事者講習を受講しなかった方は、新たに従事者講習を受講して従事者手帳の交付申請をすることになります。

なお、保安手帳の期限が失効された方は、火薬等の作業に従事できませんので注意して下さい。

12月中の講習は、すべて自宅学習制度による講習になります。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年10月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和2年度	467	▲ 12.2	16,424	▲ 12.9	2,540	▲ 3.8	114,540	26.5
令和元年度	532	▲ 1.7	18,863	52.3	2,640	8.8	90,519	16.7
平成30年度	541	8.4	12,384	3.1	2,426	▲ 2.9	77,541	▲ 3.2
平成29年度	499	12.1	12,011	5.2	2,498	▲ 8.7	80,095	▲ 2.1

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

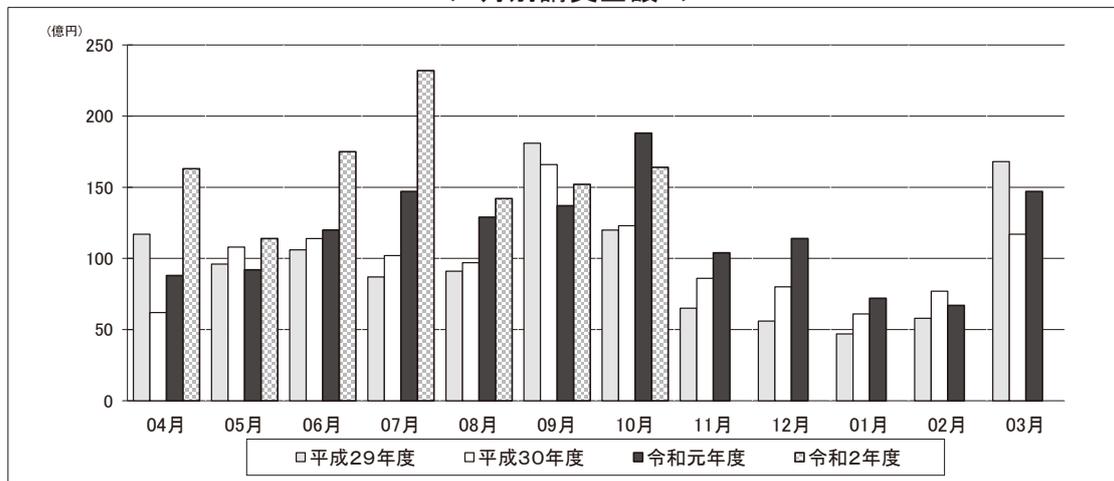
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	15	▲ 64.3	1,188	▲ 69.4	233	7.4	24,106	24.7
独立行政法人等	9	80.0	1,275	302.5	30	87.5	3,130	25.3
県	241	▲ 3.6	8,665	▲ 15.8	996	▲ 2.0	48,540	48.9
市町村	196	▲ 15.5	3,415	▲ 20.1	1,268	▲ 7.5	36,469	3.8
その他	6	100.0	1,878	1862.7	13	▲ 35.0	2,293	138.7
計	467	▲ 12.2	16,424	▲ 12.9	2,540	▲ 3.8	114,540	26.5

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	70	▲ 36.9	3,096	▲ 50.1	511	▲ 0.2	30,983	42.5
日 南	32	14.3	894	▲ 3.8	182	▲ 7.6	6,331	3.6
串 間	16	▲ 38.5	520	▲ 26.9	100	4.2	4,390	109.2
都 城	63	▲ 11.3	1,724	▲ 13.7	323	▲ 22.5	16,936	▲ 3.8
小 林	47	▲ 16.1	1,131	▲ 18.1	243	6.6	6,894	6.8
高 岡	22	▲ 21.4	584	▲ 35.9	92	▲ 14.0	2,804	▲ 10.9
西 都	31	55.0	805	46.7	148	▲ 12.9	8,318	139.2
高 鍋	25	0.0	633	12.9	143	14.4	8,705	93.6
日 向	60	▲ 3.2	1,591	2.6	343	0.3	11,183	7.8
延 岡	54	▲ 12.9	3,850	64.0	234	3.1	11,322	19.6
西臼杵	47	9.3	1,592	▲ 7.0	221	0.9	6,668	20.2
計	467	▲ 12.2	16,424	▲ 12.9	2,540	▲ 3.8	114,540	26.5

< 月別請負金額 >



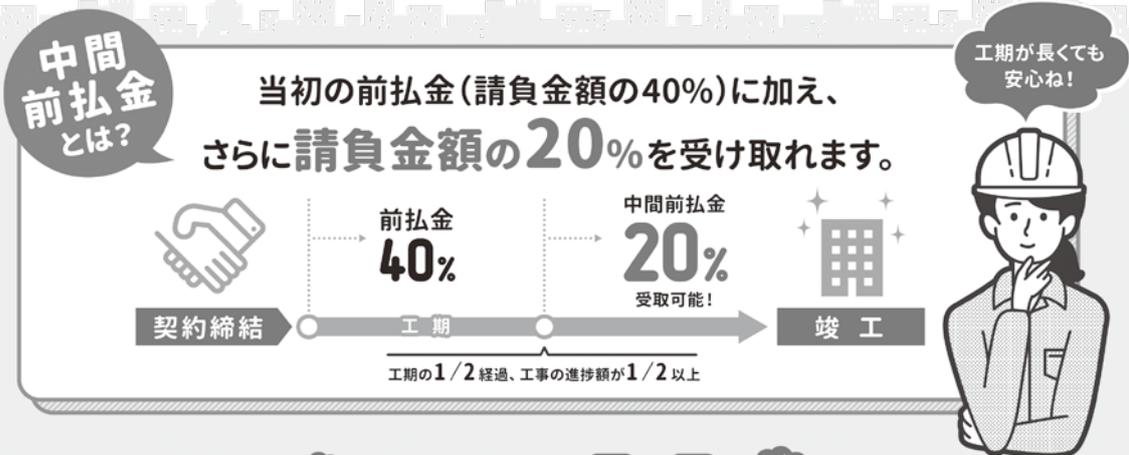
2. 中間前払金制度のご案内

🔦 工事後半の資金繰りをサポート! 🔦

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!



よくある質問 Q & A

- | | |
|--|--|
| <p>Q どのような場合に請求できるの?</p> <p>A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。</p> | <p>Q 出来高検査はあるの?</p> <p>A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。</p> |
| <p>Q 手続きは面倒じゃないの?</p> <p>A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保証申込書 ● 前払金使途内訳明細書 ● 発注者が発行する認定調書(写) | <p>Q 保証料はどれくらいかかるの?</p> <p>A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。</p> <p>▶▶▶ 請負金額5,000万円の工事の場合</p> <p>中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶▶▶ 保証料 6,500円</p> |

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店
〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL 0985-24-5656 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00
FAX 0120-553-835
西日本建設業保証

https://www.wjcs.net/

建設業情報管理センターからのお知らせ

経営状況分析は、信頼と実績の CIIC建設業情報管理センターにお任せください

**豊富な
実績**

永年の処理実績に裏付けされ、
建設企業様から高い評価を頂戴しています。
適正、的確な処理により、安心してお任せ
いただけます。



**迅速な
処理**

迅速な処理を心がけ、申請いただいてから、
3営業日以内に結果通知書を発送しています。

※昨年度実績平均2.9日。(申請内容、お問い合わせの内容により、お時間をいただく場合もあります)

どなた様にも親切丁寧な対応を心がけています
ぜひ、CIICの経営状況分析をご利用ください

「なんでも経審Plus」をリリースしました。

経営事項審査、建設業許可の変更届作成など、
行政庁に提出する申請書でお困りはありませんか？

申請書類が簡単に作成できるソフト

「なんでも経審Plus」をお試ください。

このソフトはCIICホームページに公開しており、
どなたでも無料(年会費、使用料など一切不要)で
ご利用いただけます。

ダウンロードしてお気軽にご利用ください。

操作がかんたん

ユーザー
登録不要

完全無料

「なんでも経審Plus」 サポート専用ダイヤル 03-5565-6236

経営状況分析は“信頼と実績の” 登録経営状況分析機関 登録番号1

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階) TEL 092-483-2841

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム(ISMS)
に関するISO規格(27001)
の認証を取得しています。



建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

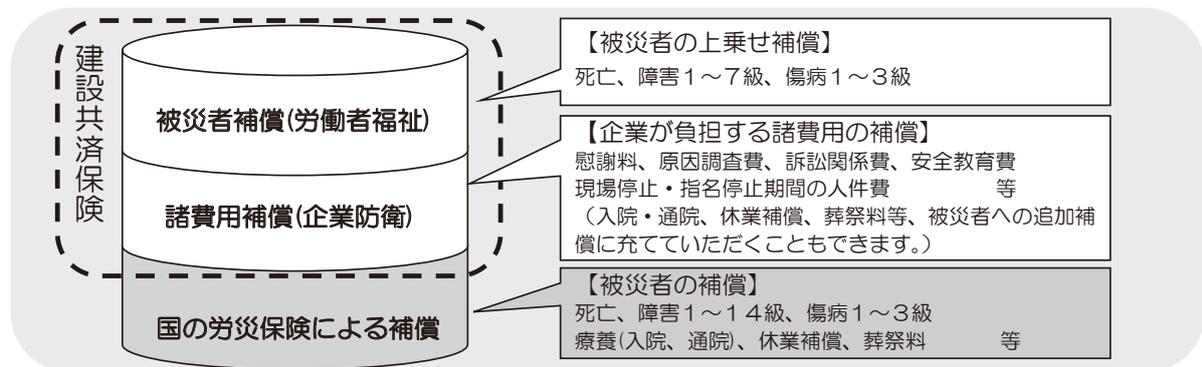
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索